

【改正理由】 治験審査委員会における構成員の選出に関し、見直しを図るため。

岡山大学病院治験審査委員会内規の一部改正新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 審査委員会は、次に掲げる者で組織し、病院長が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none">一 診療科長のうちから 3人 (内科系, 外科系, 歯科系から各1人)二 医局長のうちから2人 (内科系, 外科系から各1人)三 検査部長四 病理部副部長五 副薬剤部長のうちから 1人六 副看護部長のうちから 1人七 薬理に関する専門家から 1人八 工学に関する専門家から 1人以上九 看護学に関する専門家から 1人十 統計学, 疫学に関する専門家から 1人十一 医学, 歯学, 薬学, その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の者 1人以上十二 本院及び病院長 (審査委員会の設置者) と利害関係を有しない者1人以上 <p>2 前項第1号及び第3号の委員にあつては、選出された診療科長及び検査部長が指名する専任の教員をもって充てることができる。</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この内規は、令和2年2月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 審査委員会は、次に掲げる者で組織し、病院長が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none">一 診療科長のうちから 3人 (内科系, 外科系, 歯科系から各1人)二 医局長のうちから2人 (内科系, 外科系から各1人)三 検査部長四 病理部副部長五 副薬剤部長のうちから 1人六 副看護部長のうちから 1人七 薬理に関する専門家から 1人八 工学に関する専門家から 1人以上九 看護学に関する専門家から 1人十 統計学, 疫学に関する専門家から 1人十一 医学, 歯学, 薬学, その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の者 1人以上十二 本院及び病院長 (審査委員会の設置者) と利害関係を有しない者1人以上 <p>2 前項第1号_____の委員にあつては、選出された診療科長_____が指名する専任の教員をもって充てることができる。</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>_____</p>